

船舶発生廃棄物の処理設備等には(1)粉碎装置、(2)船舶発生油等焼却設備などがあります。本船はこれらを保有しています。

(1) 粉碎装置（投入された廃棄物を最大径25mm未満の状態に粉碎できるもの）

日常生活廃棄物のうち、粉碎した食物くず、紙くず、金属くず等は領海の基線から3海里以遠での海域で排出が認められます。

粉碎装置は国土交通省令に定める技術基準（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の3の2）に適合しなくてはなりません。

(2) 船舶発生油等焼却設備

船舶発生油等焼却設備は国土交通省令に定める技術基準（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第45条）に適合しなくてはなりません。

なお、船舶所有者は、同設備の取扱いにあたり遵守すべき事項を記載した「船舶発生油等焼却設備取扱手引書」を作成し、これを船舶内に備え置かなくてはなりません。